

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5. 環境・食料施策

（1）省エネ対策の推進について

大阪府は、「省エネ・創エネの街づくり」などの環境政策を各市町村が推進できるよう、市町村に対する補助制度を充実させること。

また、企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業の育成・支援を強化すること。加えて、生活における省エネの推進など、環境問題に対する府民の環境意識を高める取り組みに繋げるため、教育現場や地域での「環境教育」をさらに推進すること。

（回答）

低炭素で環境にやさしい新たなエネルギー社会の構築に向け、府内市町村をはじめとしたあらゆる主体と連携し、創エネや省エネの促進に努めているところです。

まず、府内市町村に対しては、おおさかスマートエネルギー協議会の市町村部門会議等の場において、昨年夏も「家族でおでかけ節電キャンペーン」への積極的な参加を呼びかけるとともに、「家庭エコ診断」の実施状況の共有やこれまで取り組まれていない層への周知・PR 方法等について意見交換を行い、さらなる連携・協力を依頼してきました。加えて、国から交付を受けたグリーンニューディール基金を活用し、市町村施設への太陽光パネル等の設置に対する支援も行っています。

また、エネルギーを多量に消費する大規模事業者に対しては、「温暖化の防止に関する条例」に基づく届出及び立入指導により、省エネに取り組む際の技術的助言などに取り組んでおり、さらに平成 28 年度からは、設備の管理・運用や省エネ機器の導入などの実施率及び温室効果ガスの削減量を総合的に評価する新たな制度をスタートさせ、事業者の省エネ・省 CO2 の取り組みを促進していきます。

一方、環境教育については、企業の協賛で小学 5 年生を対象とした環境教材冊子を作成し、授業等で活用できるよう府域全市町村の小学校に配布するとともに、小学校等への出前講座なども実施しています。引き続き、環境教育を含む省エネの促進に向けた様々な取り組みを着実に実施してまいります。

（回答部局課名）

環境農林水産部 エネルギー政策課

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5. 環境・食料施策

（2）廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

循環型社会形成推進基本法で規定された廃棄物対策について、発生抑制、再使用、再生利用、適正処分の処理の優先順位を重視した取り組みを府内各市町村が積極的に行えるよう、各市町村のごみ排出の状況を把握したうえで、大阪府として効果的な支援施策を実施すること。特に、全国的にも収集量の多い事業系ごみの発生抑制につながる効果的な取り組み、分別排出・収集、資源のリサイクル化など、ごみの減量努力をさらに促進すること。

また、食品廃棄物の削減を進めるため、学校教育の中での「食べ物を捨てない」教育、フードバンクの取り組み、食品リサイクルの推進に向けて、「食品リサイクル製品－認証・普及制度」の促進など、積極的な削減努力を行うこと。

（回答）

府は、「大阪府循環型社会推進計画」（平成 23 年度策定）に基づき、資源の循環的利用に向けた取組みを促進し、資源循環型の社会を構築するため、リデュース・リユース、リサイクル及び適正処理の推進を図っています。

また、これまでの取組状況を踏まえ、平成 28 年度を始期とした次期「大阪府循環型社会推進計画」を策定するにあたり、大阪府環境審議会に専門部会を設置し、検討を進めています。

府では、資源の循環的利用に向けた取組みの一つとして、府民・事業者に対し、ウェブサイト「大阪リサイクル情報」等を通じて、ごみ減量やリサイクルの推進等についての情報提供を行っています。

なお、事業系を含め一般廃棄物については、統括的処理責任を負う市町村において、市町村条例に基づく多量排出者制度の導入など、それぞれの区域の状況に応じた減量の取組みが行われているところです。府では、市町村の取組み事例を情報提供するなど、ごみ減量に向けた市町村の取組みを促進していきます。

府教育委員会では、食に関する指導は、給食の時間や学級活動の時間だけではなく、関連の教科や道徳、総合的な学習の時間や特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行うことが大切であると考えています。

そのため、食に関する指導の全体計画を学校の教育計画に位置付け、校内体制を整備するなど、学校教育活動全体を通じて実施するよう指導、助言を行っており、引き続き、食に関する指導の充実に努めていきます。

NPO 法人などにより展開されている「フードバンク」活動は、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取って、福祉施設等へ無料で提供することにより、食品ロスを減らすことができるため、社会的に意義深いものであると考えています。

そのため、府では、その活動を支援するため、食品関連団体の会議等でリーフレットを配布するなど PR 活動に協力しており、平成 27 年度は 3 団体の会合で紹介を行ったところです。引き続き、フードバンク活動の PR 等に支援してまいります。

（回答部局課名）

環境農林水産部 環境農林水産総務課

環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課

教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5. 環境・食料施策

（3）水循環基本計画の策定と条例化について

「水循環基本法」の制定に伴い、本年7月に策定された「水循環基本計画」に基づき、大阪府においても労働者代表など、府民の声が反映された「行動計画」の策定を求める。策定にあたっては、その推進体制・取り組みスケジュールなどを明かし、安全・良質な飲料水の供給と水環境の保全を目的に、水源から各戸に至る総合的な水質確保対策を行うこと。特に、生活雑排水を主因とする河川・湖沼の水質低下防止のため、市町村の地域の実情に応じた生活排水処理施設などの整備について指導・助言すること。また、節水型社会をめざし、雨水・再生水の利用の啓発・関連事業をさらに促進し、これら水環境の保全につながる取り組みに加え、河川災害対策なども含めた総合的な流域治水に関する条例を制定すること。

（回答）

水循環基本計画に基づく今後の取組みについては、関係する流域の地方公共団体や国等との意見交換を実施するとともに、本府としての必要な施策については、関係部局が相互に連携して推進してまいります。

総合的な水質確保対策については、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現するため、水安全計画（平成20年5月30日健水発第0530001号通知）を策定するよう、水道事業者等に対して指導しています。生活排水対策については、処理施設の整備事業等を行う市町村が、地域の特性を踏まえて、最も効果的で経済的な整備方策を選択し、整備を進めることが重要であるため、府及び市町村からなる「大阪府生活排水対策推進会議」が平成24年3月に策定した「大阪府生活排水処理計画整備指針」に沿って、市町村との連携を密にして、生活排水処理計画の策定や見直しに際して技術的助言を行っています。

また、雨水・再生水利用の啓発等については、国土交通省と連携して雨水・再生水の有効利用等の活動において顕著な功績を挙げた個人・団体への表彰等の事業を実施するとともに、「大阪21世紀の新環境総合計画」（平成27年6月改訂）において、良好な水環境を確保するための施策と位置づけて関連事業を実施しています。総合的な治水対策については、平成22年6月に「今後の治水対策の進め方」を策定し、“人命を守ることを最優先”に、「防ぐ」施策である治水施設の整備を着実に進めるとともに、洪水リスク情報の開示、地域版ハザードマップの作成や避難訓練の実施など、住民自らの避難行動につながる「逃げる」施策、洪水リスクの高い地域での土地利用規制・誘導や貯留施設の設置による流出抑制等、河川氾濫・浸水が発生しても人命への影響を最小限に抑える「凌ぐ」施策を総合的・効果的に組み合わせた対策に取り組んでいます。

（回答部局課名）

政策企画部

環境農林水産部

都市整備部

健康医療部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5. 環境・食料施策

（4）食品の安心・安全の取り組み

食品表示法により規定された食品表示基準などについて、食の安心・安全確保、消費者の適切な商品選択の確保、事業者の責任を明確化し、新しい制度・ルールや情報の周知を徹底し、順守に向けた啓発・支援を強化すること。

（回答）

府民の食の安全・安心を確保するため、食品衛生法に基づき「大阪府食品衛生監視指導計画」を策定し、府内 12 か所の保健所を中心に食品取扱施設への監視指導、消費者や事業者からの食品に関する相談対応を行い、不良食品の排除に努めています。

平成 27 年 4 月から施行された「食品表示法」についても同様に、事業者に対して適切な表示を行うよう監視指導を行うと共に、同法に関する情報の周知に努めていきます。

（回答部局課名）

健康医療部 食の安全推進課

健康医療部 保健医療室 健康づくり課

環境農林水産部 流通対策室

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5. 環境・食料施策

（5）6次産業の推進と担い手の確保・育成

大阪府が2015年4月に設置した「大阪産(もん)6次産業化サポートセンター」を起点とし、府内市町村でも6次産業化に関する具体的な取り組みが行えるよう支援・連携した活動を行うこと。また、農林水産業の6次産業化に資する担い手の確保、義務教育期間での食育、農業・水産業・林業の教育などに力を入れ、長期的な人材育成の重点化をはかること。特に次世代を担う若者に対し、産業の重要性や魅力などに関する理解促進をはかり、必要な教育・資格・政策など関連する行政機関の横断的な協力体制を構築すること。

（回答）

6次産業化を推進するため、平成27年度から「大阪産(もん)6次産業化サポートセンター」に専門知識のある企画推進員を配置し、相談体制を強化しました。このことにより、相談者の課題や検討方向を迅速にとらえ、専門家（プランナー）を派遣することが可能となり、6次産業化商品の開発に弾みがついてきました。

また、地域での6次産業化の取り組みを推進するため、市町村の担当者を対象にした会議の開催や、市町村6次産業化戦略の策定支援などを実施し、市町村の魅力となり得る6次産業化商品づくりを目指しています。

来年度も、引き続き「大阪産(もん)6次産業化サポートセンター」を運営し、市町村などと連携した6次産業化の取り組みを推進します。

新規参入については、小さな規模から農業への参入を実現できる府独自の「準農家制度」の創設や、農と福祉の連携を「ハートフルアグリ」として、障がい者の就労を目的とする企業等のワンストップ相談窓口の設置、参入ニーズに応じた簡易な基盤整備の支援などにより、多様な担い手の確保に努めています。

既存の農業者等に対しては、府内4箇所の農と緑の総合事務所が中心となり、大阪版認定農業者を対象とした栽培技術等の指導に加え、6次産業化による経営発展を希望する若手農業者や女性農業者等には、サポートセンター等と連携した支援を行っています。特に平成27年度から民間企業と連携のもと、女性農業者の活動のPR等を積極的に実施して、女性農業者の確保と増加を図っています。

さらに、平成28年度からは規模拡大など意欲ある若手農業者等の経営者マインドの確立や経営の高度化による所得増大を図るため、先進的かつ実践的な技術を習得する講座の開設や、経営コンサルタントとの連携によるマンツーマンの経営指導を展開していきます。こうした支援を通じて、6次産業化に資する農業者の確保を図ってまいります。

水産業の担い手確保については、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターが実施する新規就業者の支援事業等が円滑に推進できるよう、また、6次産業化を担う若手リーダーの育成についても、事業実施機関となる大阪府漁業協同組合連合会等関係機関との調整を通じ、新たな漁業者の確保と育成に努めます。

府教育委員会といたしましては、義務教育期間の食育として、地産地消を学校給食へ活用することは有効であると認識しています。

地産地消を学校給食へ活用することについては、「生きた教材」を通じて、地域との連携を

図る点からも有意義であると考えており、引き続き、取組みが推進されるよう働きかけてまいります。

(回答部局課名)

環境農林水産部 流通対策室

環境農林水産部 農政室 推進課

環境農林水産部 水産課

教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。